

郵送による転出届

市長宛

転出日	令和 年 月 日		
新住所	(アパート名等)	世帯主 氏名	
旧住所	(アパート名等)	世帯主 氏名	
本籍		筆頭者 氏名	

◎転出する人の氏名・生年月日・性別・旧世帯主との続柄

氏名	生年月日	性別	旧世帯主との続柄
	大・昭 平・令 年 月 日	男・女	
	大・昭 平・令 年 月 日	男・女	
	大・昭 平・令 年 月 日	男・女	
	大・昭 平・令 年 月 日	男・女	
	大・昭 平・令 年 月 日	男・女	

上記のとおり届出しますので、転出証明書の交付をお願いします。

記入日 令和 年 月 日

氏名 _____ ㊟

※署名、または記名捺印をしてください。

連絡先 _____

※昼間に連絡のとれる番号を必ず記入してください。

転出証明書の送付を希望する場合は、ご希望の送付先に丸を付けてください。 新住所 ・ 旧住所

転出の特例を希望する場合は、下記□にチェックをお願いします。 <input type="checkbox"/> 特例転出希望

添付書類等や注意事項は次のページ→

転出証明書を送付希望の場合の添付書類

● 本人確認書類の写し

※写真付きで、住所の記載されている公的な身分証明書（運転免許証、個人番号カード等）の場合は1点／年金証書等の場合はその他通帳など複数の書類

※郵送申請において、パスポートは本人確認書類として使えません。

● 切手を貼った返信用封筒

※転出証明書に記載の新・旧住所地以外には原則返送できません。

※国外転出の場合、転出証明書は発行されないため返信用封筒は不要です。

転出の特例を希望の場合の添付書類

● 個人番号カードの写し

※マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方で、カードによる転出(転出届の特例)を希望される方は、届出書の「特例転出希望」にチェックしてください。

この場合は、転出証明書は発行されません。

処理完了後にご連絡しますので、その後カードをもって新住所地の自治体で転入手続きを行っていただきます。(転入の際に暗証番号が必要になりますので、暗証番号が分からない方は転出証明書をご請求ください)

注意事項等

1. 手数料は**無料**です。
2. 転出証明書が届いたら、転出日から14日以内に転入の手続きをしてください。
なお、マイナンバーカードの写しを同封していただいた方には、転出の手続きが完了したら電話でご連絡いたします。
3. 本人、または同世帯以外の方が手続きされる場合、委任状等の書類の提出をお願いしております。事前にお問い合わせください。
4. 転出の手続きに伴い、関係各課で手続きが必要となる場合があります(子育て、介護、国民健康保険、軽自動車、障がい福祉 等)。
詳細は、各担当課にお問い合わせください。

マイナンバーカードをお持ちの方へ

令和5年2月6日から、マイナンバーカードを所有している方は、マイナポータルからオンラインでの転出の届出が可能になりました。

このサービスを利用する方は、転出にあたり袖ヶ浦市の窓口への来庁や郵送での手続きが原則不要となります。

詳しくはデジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、転出先市区町村の窓口で転入届 等の手続きが必要です。